

第201回文化審議会文化財分科会議事要旨

開催日 平成31年4月19日（金）14:00～14:40

場 所 文化庁特別会議室（旧文部省庁舎2階）

出席者 委 員 島谷会長，佐藤委員，藤井委員，薦田委員，宮崎委員
文化庁 次長，審議官，文化財鑑査官，文化財第一課長，文化財第二課長，その他
関係官

1. 次長挨拶

2. 分科会長選任・会長代理指名

文化審議会令第5条第3項の規定に基づき，島谷委員が分科会長に互選され，文化審議会令第5条第5項の規定に基づき，佐藤委員が分科会長代理に指名され，了承された。

3. 文化庁職員紹介

4. 文化審議会文化財分科会運営規則等について

文化財第一課長補佐から，文化審議会文化財分科会運営規則，文化審議会文化財分科会の会議の公開について，文化審議会文化財分科会の審議手続基準，史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する文化審議会文化財分科会の審議手続基準，今後の運営方針について説明があり，了承された。

5. 専門調査会に属すべき専門委員の指名について

会長から，専門調査会に属すべき専門委員の指名がなされた。

6. 諮問・答申

①国宝・重要文化財（建造物）の指定について（諮問）

文化財第二課長から，国宝・重要文化財（建造物）の指定について説明があり，審議の結果，第二専門調査会において調査することとした。

②史跡等の現状変更の許可について（諮問・答申）

文化財第二課長から，史跡等の現状変更の許可について説明があり，審議の結果，次のとおり答申がなされた。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更 162件